

【 I 】平成 25 年度事業計画

〔公益目的事業〕

I 国際理解の推進

1 施設の運営及び情報収集提供機能の拡充

(1) 国際交流プラザの運営

「国際交流プラザ」の運営について、県の委託を受けて、県民や在住外国人等をはじめ関係団体等に幅広く利用されるよう各種のサービスの提供を行う。

(2) 国際交流プラザのサービス機能の充実

ア ライブラリーの整備

(ア) 図書等の整備・利用促進

海外渡航や留学情報、アジア・太平洋諸国をはじめとする世界各国の最新事情及び語学学習や異文化理解、交流の基礎となる鹿児島県の理解に役立つ図書等の収集・充実を図り、閲覧・貸出サービスを行うとともに、海外の新聞や雑誌等を定期的に購入し、閲覧に供する。

(イ) 外国テレビ放映サービスの実施

外国語テレビ放送（英語、韓国語、中国語放送）の放映サービスを行う。

イ 情報提供サービスの推進

県民向け並びに在住外国人向け情報提供サービスの充実に努め、国際理解の増進を図る。

ウ 相談機能の充実

在住外国人からの相談等に応じる相談員（中国語対応可）を配置し、相談機能の充実を図る。

(3) インターネットによる情報収集提供機能の充実

インターネットによる情報収集を行うとともに、ホームページの充実を図り、県民及び在住外国人に多種多様な情報を提供する。

2 広報出版活動の充実

(1) 日本語情報誌「DANRYU」の発行

県内の国際交流活動情報を盛り込んだ県民向けの日本語情報誌を発行する。

発行回数：年 1 回 発行部数：2, 500 部

(2) 英文情報誌「South Wing」の発行

県内在住の外国人を対象に鹿児島県の日常的に必要な情報を提供するため英文情報誌を発行する。

発行回数：年 1 回 発行部数：1, 000 部

(3) 事業報告書の作成

協会事業を広く県民や県内国際交流・協力団体、市町村等に紹介するとともに、協会事業の実績を整理保存するため事業報告書を作成し、ホームページ上に掲載する。

作成回数：年 1 回

(4) 「国際交流ひろば」の発行

当協会及び県内国際交流・協力団体等の実施するイベント情報等の情報紙を発行する。

発行回数：毎月 1 回 発行部数：800 部

3 国際理解事業の推進

(1) 外国語・文化講座等の開催

ア 「県国際交流員による文化講座」等の開催

県国際交流員による外国の文化紹介や異文化体験等を通して、県民の国際理解を促進するとともに、多文化共生の地域づくりへの関心を高める。

また、県内各地に出向き、多くの県民が異文化体験できる機会の提供に努める。

イ 「在住外国人による公募型国際理解講座」の開催

在住外国人が実施する国際理解講座を公募し、これらの外国人による講座の開催を支援することを通して、在住外国人自らが本県における多文化共生の地域づくりに積極的に参画する機運を醸成する。

講座回数：ア及びイを合わせて概ね8回程度

ウ 「児童・生徒向け国際理解講座」の開催

遠足や社会科見学等で国際交流プラザを訪れる小中学生等を対象に、協会職員による「世界の中のかごしま」をテーマとした講話や、国際交流員による出身国の文化紹介等を行う「来て、見て、知って！ 国際理解ミニ講座」を開催し、児童・生徒の海外への関心を高め、異文化理解を促進する。

また、幼児から小学校くらいまでの児童とその保護者を対象に、県国際交流員による「英語絵本の読み聞かせ」講座を開催し、幼少期から英語に触れる機会を提供するとともに、子どもたちの英語への関心を高める。

エ 「一般向け国際理解講座」の開催

市町の国際交流協会、地域の自治会など国際交流に関心のある一般の方々を対象に、協会職員や県国際交流員が、当県の国際交流の現状等について説明を行う

「鹿児島と世界を考える」国際理解講座を開催し、地域レベルでの国際交流に関する理解の促進を図る。

オ ランチタイム・イングリッシュ・クラブ

英語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「ランチタイム・イングリッシュ・クラブ」を開催する。

毎週金曜日 12:00～13:00

カ 中国語ランチタイムトーク

中国語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「中国語ランチタイムトーク」を開催する。

毎週火曜日 12:30～13:30

キ 韓国語ランチタイムトーク

韓国語による外国文化の紹介や自由な意見交換を行うため、県国際交流員による「韓国語ランチタイムトーク」を開催する。

毎週水曜日 12:00～13:00

ク 中国・韓国文化理解・会話テキストCDの頒布

県民の外国人接遇能力向上や在住外国人との交流を図り、本県の国際化を進めることを目的に、鹿児島県が制作した、中国・韓国文化理解・会話テキストCDを頒布し、県民と外国人との交流及び県民の国際理解の促進を図る。

(2) 国際理解プログラム事業の実施

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業の実施

青年海外協力隊や国際協力、発展途上国等に対する理解を深めるため、青年海外協力隊のOB/OGや留学生等を小・中学校に派遣する事業を、鹿児島県青年海外協力隊を支援する会及び青年海外協力隊鹿児島県OB会とで組織する実行委員会で実施する。

実施回数：年40校程度

- (3) 国際理解教材の整備・貸出し
国際理解，国際交流，国際協力等に資する地域の国際化を目的とした事業等の実施者に対して，民族衣装や国旗，地図等の貸出しを行うとともに，その整備・充実を図る。

II 国際交流活動の展開

1 海外との相互交流の推進

- (1) 「韓国全羅北道文化探訪団派遣事業」の実施
本県と交流のある韓国全羅北道に県民を派遣し，全羅北道の魅力を知ってもらうことで，今後さらに幅広い交流を図る。
- (2) 「香港城市大学専上学院日本語研修生受入事業」の実施
本県と交流のある香港の日本語学習を希望する大学生等に対し，日本語及び日本文化学習の機会を提供し，本県との交流促進を図る。
- (3) 「鹿児島県青少年海外ふれあい事業」の実施
県からの受託事業として，シンガポールからの青少年を受入れ，ホームステイや本県青少年との交流を行い，相互理解を深め，国際感覚豊かな青少年を育成する。
- (4) 「ユースウイングかごしま2013」の実施 **【新規】**
県からの受託事業として，韓国全羅北道からの青少年を受入れ，ホームステイや本県青少年との交流を行い，相互理解を深め，国際感覚豊かな青少年を育成する。
- (5) 国際観光船入港時の協力
国際観光船の寄港時等に主催者や関係機関と連携し，語学ボランティアを紹介するなど必要な協力を行う。
- (6) 留学関係情報の提供及び相談
世界主要国の留学制度，海外生活，海外事情，ワーキング・ホリデー等に関する書籍を整備し，情報を提供するとともに，相談に応じたり専門機関の紹介を行う。

2 在住外国人との交流促進

- (1) 国際交流活動の促進
市町村・企業・団体等が在住外国人との交流活動を行う場合，企画立案等の相談に応じるとともに，共催や後援の形で必要な協力を行う。
- (2) 「地域国際交流促進事業」の実施 **【新規】**
在住外国人に県内各地で開催される国際交流イベント等に関する情報を提供し，参加を働きかける取り組みを通し，県民と在住外国人との交流促進を図る。

3 国際交流組織等との連携・支援の強化

- (1) 民間団体等の国際交流・協力活動への助成
県内の民間団体が行う海外との文化・スポーツ・学術等の国際交流活動，県民の国際理解の推進を目的とする活動，地域レベルの国際交流・協力の推進を目的とする活動等に対し助成金を交付する。
- (2) 市町村や市町国際交流協会・国際交流団体とのネットワークの推進
ア 意見交換会の開催
共通の課題や問題を抱える市町村等の職員を対象とした意見交換会を開催し，問題解決のための方策の検討を行うとともに，ネットワークづくりを推進する。
また，市町国際交流協会や国際交流団体間の情報交換及び連携を図るため，メーリングリストの活用を促進する。

イ 「鹿児島県の国際交流・協力団体ダイレクトリー」の拡充
国際交流団体等のネットワークの一助とするため「鹿児島県の国際交流・協力団体ダイレクトリー」の掲載情報を随時更新するとともに、対象団体等の把握に努める。

(3) 全国組織等との連携

ア 全国組織等との連携

地域国際化協会連絡協議会をはじめ、財団法人自治体国際化協会など当協会と関係の深い全国組織等との連携を密にし、事務・事業の円滑な推進を図る。

イ 九州地区の協会間の連携

九州・沖縄地区の地域国際化協会組織する連絡協議会の総会及び実務者研究会に参加し、相互の情報交換や連携の強化を図る。

4 国際交流ボランティア制度の拡充

各種ボランティア登録者の拡大を図るとともに、登録者の充実した活動ができるよう支援する。

また、協会の各種事業において、ボランティアの活動の機会を提供するとともに、広報等に努める。

5 旅券発給業務補助を通じた海外交流等の環境づくり

県の委託を受けて、かごしま県民交流センター内に設置されているパスポート窓口及び県内各地の地域振興局・支庁等において、旅券の申請受付・作成・交付の業務を行う。

また、県民サービスの一環として、旅券用写真撮影・販売業務を行う。

III 多文化共生社会の推進

1 在住外国人と日本人の相互理解の促進

(1) 「在住外国人のための日本語・日本理解講座」の開催

県内に在住している外国人を対象に、日本語及び地域社会で生活する上で必要な生活情報等についての研修を行い、生活の充実とコミュニケーションの円滑化を図る。

講座回数：年30回 2クラス（火曜日、木曜日）

各クラス定員15名程度

(2) 「多文化共生地域づくり事業」の実施

在住外国人を対象として、各種生活情報の提供を主な目的とした、多文化共生の地域づくりに資する取り組みを行う。

(3) 相談・支援体制の充実（外国人等相談事業）

在住外国人からの相談等に応じる相談員（中国語対応可）を配置する。（再掲）

また、交流推進員及び相談員を中心に、外国人等の生活相談、国際交流に係る相談に適切に応じられるよう、職員の専門知識の習得やカウンセリング技術の向上に努める。

(4) 災害時における外国人支援の仕組みづくり **【新規】**

九州地域内に発生する大規模災害に対応するために、管内の地域国際化協会相互間の支援ネットワークの形成を図るとともに、防災研修等を通じ、災害時における外国人支援のための仕組みづくりを行う。

2 異文化交流の推進

(1) 「外国人による日本語スピーチコンテスト」の開催

各種国際交流団体と連携して県内在住外国人によるスピーチコンテストを開催し、国籍や文化の違いを越えた相互理解及び国際交流を深める機会とするとともに、多文化共生の社会づくりを目指す。

実施回数：年1回

(2) 「県国際交流員による文化講座」等の開催（再掲）

(3) 「在住外国人による公募型国際理解講座」の開催（再掲）

講座回数：(2)及び(3)を合わせて概ね8回程度

IV 国際協力の推進

1 留学生への支援

(1) 研究活動費の助成

一定の条件を満たす留学生の学会等への出席などの研究活動を支援するため、旅費等の研究活動費の助成を行う。

(2) 留学生の交流活動への支援

東文子・外国人留生活動等支援事業会計を活用し、留学生会等が主催する国際交流・理解事業等に要する経費の助成など、留学生の交流活動等への支援を行い、国際交流・理解をさらに促進する。

(3) 留学生支援資金貸付制度の運営

留学生が、生活費、住宅費、医療費、学費等で一時的・臨時的に多額の出費を必要とする場合に、無利息で資金の貸付を行う。

(4) 留学生住宅確保支援事業

留学生が住居を賃借する際に、賃貸契約の連帯保証人として機関保証することにより、留学生の円滑な住宅確保を図る。

(5) 各大学等留学生担当者意見交換会の開催

留学生に関する情報交換や支援のあり方等について、各大学等留学生担当者との意見交換会を実施し、連携を深める。

実施回数：年1回

2 国際協力に対する理解の促進

(1) 「青少年国際協力体験事業」の実施

鹿児島県青年海外協力隊を支援する会及び青年海外協力隊鹿児島県OB会と連携し、県内の中・高校生を東南アジアの発展途上国に派遣し、ホームステイや学校等での交流、青年海外協力隊の活動現場の視察などを通じ、国際協力に対する理解や、国際性豊かな人材の育成を図る。

3 国際協力機関等との連携

(1) 独立行政法人国際協力機構との連携

独立行政法人国際協力機構との連携により、協会内に国際協力推進員を配置し、国際協力等に関する情報提供や相談等に応じる。

(2) 在外県人会の育成

ア 郷土情報の提供

在外県人会並びに県出身者に対して、グラフかごしまや県政かわら版等を定期的に送付し、郷土情報の提供を行う。

イ 活動の支援

在外県人会が行う移住者の援護指導、消息不明者の調査、移住者の実態調査、県人子弟の育成・指導、母県との交流などの活動を支援するため、これらの業務を県人会に委託する。（委託先：ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイの

4 県人会)

ウ ブラジル県人会創立100周年記念式典への対応 **【新規】**

本年が在ブラジル鹿児島県人会創立100周年となることを踏まえ、式典の周知広報等を行うとともに、国際交流プラザにおいてブラジルの生活・文化、日本からブラジルへの移民の歴史等を紹介する企画展を開催するなど、周年記念行事に向けた取り組みを行う。

エ 南カリフォルニア鹿児島県人会日系子弟受入事業

南カリフォルニア鹿児島県人会会員の子弟を受け入れ、ホームステイや祖先の出生地の探訪等を通して、日系子弟に祖先の故郷である鹿児島の生活・文化に対する理解を深めてもらうとともに、本県と南カリフォルニア鹿児島県人会の交流の促進を図る。(※平成24年7月に初めて受入れを実施)

〔収益事業〕

県から委託を受けている旅券発給業務補助に付随して、旅券交付申請者の利便性を考慮し、次の事業を行う。

- 1 旅券発給に係る収入印紙・収入証紙の販売及び販売協力
※ 平成25年度から旅券事務が曾於市へ権限移譲され、曾於分室の旅券窓口が閉鎖されることに伴い、25年度前半に、当協会が旅券事務と併せて行っている収入印紙・収入証紙の販売を廃止する。
- 2 旅券用写真の撮影・販売

〔法人管理〕

- 1 組織基盤の確立
現行の公益法人制度に基づき、業務を着実に執行するとともに、新しい時代感覚と複雑多様化する国際交流・協力事業を円滑、適切に執行するため、各種の研修等による職員の資質向上に努める。
- 2 財源基盤の確立
基本財産の適切な運用と事業推進に必要な財源確保に努める。